

第24期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2020)の
策定方針についてのアンケート設問文

<アンケート項目>

<p>当てはまる所属先をお選びください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 日本学術会議分野別委員会 <input type="checkbox"/> 日本学術会議会員・連携会員 <input type="checkbox"/> 第23期学術の大型研究計画提案者 <input type="checkbox"/> 日本学術会議協力学術研究団体 <input type="checkbox"/> 研究・教育機関</p>
<p>設問1</p>	<p>1) 学術の大型研究計画の対象について マスタープラン2020も、マスタープラン2017を踏襲して、大型施設計画と大規模研究計画の二つ(注2)を対象とする予定です。大型研究計画は、個々の学術分野のコミュニティ全体でコンセンサスを持つ重要課題で、その採択では学術上の意義・重要性・緊急性が最も重要な要件となります。大型研究計画は既存の特別推進研究や新学術領域研究等の大型科研費規模では実施できない計画という観点から、おおよその条件として、従来通り「実施期間 5-10年程度、及び予算総額数十億円超(上限は特に定めない)の予算規模」を設定する予定です。大型研究計画の対象と規模(例えば予算総額の下限等)については、適切でしょうか。</p>
<p>設問2</p>	<p>2) 大型研究計画の提案者について マスタープラン2017では大型研究計画の提案者は、大型研究計画を実施していくためには研究グループや研究者個人ではなく、組織として実施に責任を持つ必要があるため、研究・教育機関長又は部局長等、学術会議会員・連携会員、学協会長等に限定しました。今回、これに加えて新たに追加することが望ましいが提案母体案があれば、ご教示ください。</p>
<p>設問3</p>	<p>3) 大型研究計画の種類 マスタープラン2020は、前回と同様に以下の三種類の提案を受け付けることを予定していますが、適切でしょうか。 (ア) 新規提案 (イ) マスタープラン2017に採用されず、今回改訂された提案 (ウ) マスタープラン2017に採用され、今回改訂された提案 又、マスタープラン2017の区分Ⅲに対応する計画(過去のマスタープランに掲載されかつ現在実施中の計画)については、一つの方式として、マスタープラン2020には申請せず、別途調査し記録として公表するという方法が考えられますが、適切でしょうか。又、その場合の実施中かどうかのように定義するべきでしょうか(部分的にしか措置されていない課題は、どの程度部分的であれば該当する等)。 なお、マスタープラン2017では区分Ⅱで提案された課題は全て採択されています。 加えて、マスタープラン以前に学術会議としてその計画を何らかの形で審議し、実施された計画の学術会議としてのフォローアップという観点から、この機会に現在実施中のこれらの計画についても、同様の分類で調査、公表などを行う可能性についてはどのようにお考えになるでしょうか。</p>
<p>設問4</p>	<p>4) 融合領域について マスタープラン2017では、1部、2部、3部の各部の中の分野間の融合領域、部をまたぐ(2つの部又は3つ全部)融合領域が設定されました。融合領域の提案は、申請者が融合する分野を複数指定し、評価は関連する分野の評価小委員会の評価を基に、本分科会が行いました。マスタープラン2020でも同様の融合領域の設定を考えています。上記設定及び評価の方法と体制についてご意見やご提案があれば記入ください。</p>
<p>設問5</p>	<p>5) 評価の視点について マスタープラン2017では、大型研究計画については、計画の学術的意義、科学者コミュニティの合意、計画の実施主体と妥当性、共同利用体制の充実度、社会的価値(国民の理解、知的価値、経済的・産業的価値等)、大型研究計画としての適否 重点大型研究計画については、計画の学術的意義、実施主体の明確性、計画の妥当性、成熟度、共同利用体制の充実度、社会的価値(国民の理解、知的価値、経済的・産業的価値等)、大型研究計画としての適否、国家としての戦略性、緊急性、予算化のための計画の準備状況が評価の観点でした。上記以外に取り入れるべき、又は削除・改定すべき評価の観点があればご提案ください(例えば、国際連携等)。</p>
<p>設問6</p>	<p>6) 重点大型研究計画の策定について マスタープラン2017までに重点大型研究計画として採択され、未だ予算化されずに実施されていない計画の扱いについてお尋ねします。 マスタープラン2017では、学術大型研究計画の区分Ⅰ(新規計画)の中から、25-30件程度を速やかに実施すべき計画である重点大型研究計画に選定しました。 マスタープラン2020でも同様に、採択された学術大型研究計画について審査を行い、学術的重要性などの観点から速やかに推進すべき計画を重点大型研究計画として選定することを考えています。 過去に重点大型研究計画として採択されていながら、未実施の計画に対して、下記のような方式を取ることの適否についてご意見をお願いいたします。 ・一定年限(概ね10年)経過した重点大型研究計画はリセットし、必要あれば新たな学術の大型研究計画として申請、審査を行い、他の課題と同様に重点大型研究計画の審査を受ける。 ・一定年限内の重点大型研究計画で、目的等に大きな変更のない計画については下記の条件双方を満たすことを条件に、提案者が希望する場合は、原則としてヒアリングなし(但し、下記条件を満たしているかについて書類審査は行うか、又は分科会で確認する)で継続を認める。提案がない場合はリストから除外する。 (条件1)計画の準備状況に進展が見られる。 (条件2)当該の学術コミュニティが総意として継続を希望、了承している。 なお、マスタープラン2017においては、マスタープラン2014で重点大型研究計画となった課題で、マスタープラン2017において重点として提案された課題は、審査を経てほぼ全てが重点大型研究計画に認定されており、新規の重点大型研究計画は10課題程度でした。マスタープラン2020においても、新規の重点大型研究計画を10課題程度は採択する方向で考えています。</p>
<p>設問7</p>	<p>7) 重点大型研究計画の策定プロセスについて 重点大型研究計画の策定プロセスは、マスタープラン2017に準拠し、分野別委員会(一部は人文・社会科学全分野で一つ)の下の評価小委員会で評価・審査し、その後当分科会で評価・審査し、策定することを考えています。この方式について、ご意見をお願いいたします。なお、融合領域の評価については4)でお聞きしています。</p>
<p>設問8</p>	<p>8) 学術会議の策定するマスタープランのあり方についてお考えをお持ちであればご記述ください。</p>
<p>設問9</p>	<p>9) マスタープランで作成された大型研究計画の実現に向けた方策(文科省だけでなく他省庁への働きかけ等)についてアイデアをお持ちであればご記述ください。</p>
<p>設問10</p>	<p>10) 大型研究計画に限らず、より広く研究計画・研究資金のあり方そのものについてご意見・ご要望があればご記述ください。</p>
<p>設問11</p>	<p>11) その他のご意見等があればご自由にご記述ください。</p>

アンケート回答数：100件(平成30年6月15日(金)10:00現在)